

公益財団法人岩手県文化振興事業団（博物館）に おける科研費の不正使用防止に関する基本方針

（平成 28 年 2 月 18 日制定）

（平成 28 年 9 月 30 日一部改正）

公益財団法人岩手県文化振興事業団（博物館）（以下「館」という。）における、科学研究費補助金（以下「科研費」という。）を適正に運営・管理し、不正使用を防止するための基本方針を次のように定める。

1. 不正使用防止に関する責任体系を明確化し、館の内外に周知・公表する。
2. 科研費の適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。
3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正防止計画を策定し、対策を実施する。
4. 科研費の執行状況を遅滞なく把握し、適正な運営・管理を行う。
5. 科研費の使用に関する規則等の情報を発信し、館内外で共有する体制を構築する。
6. 実効性のあるモニタリング体制を構築し、不正使用発生を防止する環境を整備する。